

＜主な説明項目＞

下記事項について確認しましたので、記名し提出いたします。

新型コロナウイルス
感染症対応経営資金用

確認日	年 月 日
御法人名・会社名	
確認者氏名	様

＜お客様へのお願い＞

- ・下記事項についてご確認後、**確認者氏名は必ずご本人の自書にてご記入のうえ、確認日、法人名等に つきましてもご記入をお願いします。**
- ・必ず『融資のごあんない』（パンフレット）『**新型コロナウイルス感染症の対応についてのPR資料**』を参照いただきながら下記事項についてご確認ください。
『融資のごあんない』及び『**新型コロナウイルス感染症の対応についてのPR資料**』は機構ホームページに掲載しています。[\(https://www.wam.go.jp/hp/\)](https://www.wam.go.jp/hp/)

（1）スケジュール（『融資のごあんない』P3,P4 参照）

＜ご相談・お申込み＞

- ① 機構融資による資金調達をご検討されている場合、まずは融資相談係にお問い合わせください。（電話番号は次頁参照）
- ② 融資相談の結果、借入金の減額など資金計画の見直しをしていただく場合があります。
- ③ **社会福祉法人で、有担保での貸付の場合、意見書をご提出ください。（提出は後日で構いません）**

＜受理＞

- ④ 内容に問題がない場合は、借入申込受理手続きを行います。
- ⑤ 事前に融資相談をされていない場合や、償還・担保などに著しい問題が見受けられる場合には、受理までにお時間をいただくことがあります。

＜審査＞

- ⑥ **申込みの内容を審査した結果、借入額の減額、貸付条件の変更またはご融資をお断りする場合があります。**
- ⑦ 審査決定後、「貸付内定通知書」を送付いたします。
- ⑧ 内定取消要件に該当した場合は内定を取り消すことがあります。

＜契約締結・資金交付＞

- ⑨ **新型コロナウイルス感染症対応のための経営資金をご融資する場合であって、無担保での貸付の場合、資金交付は金銭消費貸借契約証書締結後に行います。**
- ⑩ **新型コロナウイルス感染症対応のための経営資金をご融資する場合であって、有担保での貸付の場合、資金交付は金銭消費貸借契約証書締結し、抵当権設定等必要な手続きの完了後に行います。**

（2）利率（新型コロナウイルス感染症の対応についてのPR 資料参照）

- ① 新型コロナウイルス感染症対応のための経営資金をご融資する場合、福祉貸付事業の貸付利率は、**当初5年間 30,000千円まで無利子、30,000千円超の部分及び6年目を以降は0.2%（『完全固定金利制度』のみ）**です。

（3）担保（新型コロナウイルス感染症の対応についてのPR 資料参照）

- ① 新型コロナウイルス感染症対応のための経営資金をご融資する場合、融資額 60,000 千円を限度として無担保でご融資いたします。
- ② 原則として、**有担保での貸付の場合、所有者を問わず、敷地、その上の建物全て及び敷地上の地上権への抵当権設定をいたします。**

（4）保証人（『融資のごあんない』P8 参照）

- ① 保証人は、『保証人不要制度』または『連帯保証人方式』をお選びいただけます。
- ② 保証人不要制度は、貸付利率に一定の利率を上乗せしてお支払いいただくことで、連帯保証人を不要とする制度です。（参考：2019年度及び2020年度に契約締結される場合、上乗せ利率は0.05%となります。）
- ③ 連帯保証人方式は、原則として、法人の代表者に保証参加いただけます。
- ④ 保証人不要制度で金銭消費貸借契約を締結した場合、その後の連帯保証人による契約への変更はできません。
- ⑤ 連帯保証人方式で金銭消費貸借契約を締結した場合、一定の条件に合致しない限りその後の保証人不要制度による契約への変更はできません。
- ⑥ 無利子貸付の対象となる場合であっても、保証人不要制度利用のための上乗せ利率分のコストは発生します。

（5）融資額、融資率、基準単価（新型コロナウイルス感染症の対応についてのPR 資料参照）

- ① 有担保の場合で、所要資金額より担保評価額の70%が低い場合は、担保評価額の70%が融資限度額となります。

(6) 償還期間、償還方法 (新型コロナウイルス感染症の対応についてのPR資料参照)

- ① 償還期間は15年以内です。うち据置期間を5年以内で設けることができます。
- ② 償還は元金均等、原則として、毎月償還とさせていただいております。(利息も同様です。)

(7) その他の留意点 (新型コロナウイルス感染症の対応についてのPR資料参照)

- ① 当機構融資制度をご利用いただきましたお客様は、債権管理のために年に一度、決算書に基づく実績報告(事業報告書の提出)を行っていただきます。
- ② 償還期限前に任意で借入金の一部(または全額)について繰上償還を希望する場合、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」を提出していただきます。
- ③ 次の場合には、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。
 - ・貸付金を定められた用途以外に使用した場合または長期にわたり使用しない場合。
 - ・虚偽の申告もしくは報告をしまは必要な事実の申告もしくは報告を怠ったことにより貸付金が限度額を超えることとなった場合、または貸付金について借入を要しないこととなった場合。
- ④ 反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みの一環として、金銭消費貸借契約証書に暴力団排除条項を設けております。これは、契約時に借入者(債務者)、保証人または担保提供者が過去5年間にわたり暴力団等の反社会的勢力ではないことまたは将来にわたりこれに該当しないことを表明し保証させるとともに、機構に対して不当要求行為等をしていないことを確約させ、これらに反した場合に当機構の判断により繰上償還請求をさせていただくこと等の措置を定めた条項です。

◆ 融資制度等についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

東京本部 福祉審査課 融資相談係	TEL03-3438-9298 (施設の開設地が東日本のお客さま)
	TEL03-3438-0207 (//)
大阪支店 福祉審査課 融資相談係	TEL06-6252-0216 (施設の開設地が西日本のお客さま)
東京本部 NPO リソースセンター	TEL03-3438-4756 (NPO 法人のお客さま)